

四国中央市書道パフォーマンス甲子園商標登録使用管理要綱

平成 24 年 3 月 29 日

告示第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、書道パフォーマンス甲子園の登録商標（商標登録第 5384130 号。以下「商標」という。）の使用に関し、四国中央市行政財産使用料徴収条例（平成 16 年四国中央市条例第 53 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第 2 条 商標を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ書道パフォーマンス甲子園商標使用許諾申請書（様式第 1 号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請し、使用許諾を受けなければならない。

2 前項の規定による申請に要する費用は、使用申請者が負担するものとする。

(使用許諾)

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは書道パフォーマンス甲子園商標使用許諾通知書（様式第 2 号。「許諾通知書」という。）により、不適当であると認めるときは書道パフォーマンス甲子園商標使用不許諾通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により商標の使用を許諾する場合においては、条件を付することができる。

(使用許諾の期間)

第 4 条 商標の使用許諾の期間は、前条の規定により使用許諾を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、商標の使用期間が限定されているときは、当該使用許諾の期間を短縮することができる。

2 前条第 1 項の規定による使用許諾の旨の通知を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項に規定する期間の満了後において、引き続き商標を使用しようとするときは、再度市長に申請を行い、使用許諾を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、使用者は、当該使用許諾を受けた事項を変更しない限り、第 1 項に規定する期間の満了後においても、在庫整理の期間として引き続き商標を使用することができるものとする。

4 使用者は、前項の規定により引き続き商標を使用する場合は、あらかじめ市長に申し出なければならない。

(使用許諾の制限)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、商標の使用を許諾しないものとする。

(1) 商標の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。

(2) 商標のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。

(3) 宗教的行事、宗教的活動、政治活動等に使用するとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、商標の使用が適当でないとき。

(許諾事項の変更)

第6条 使用者は、使用許諾を受けた事項のうち、販売小売価格、生産予定数等に変更が生じるときは、書道パフォーマンス甲子園商標使用許諾変更申請書（様式第4号）に許諾通知書を添えて市長に申請し、変更に係る使用許諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、書道パフォーマンス甲子園商標登録使用許諾変更通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 市長は、第4条第3項の規定により使用者に引き続き商標を使用させる場合は、当該使用者から使用品に係る在庫数の報告を求める等調査し、期間の延長を決定したときは、書道パフォーマンス甲子園商標使用に係る期間の延長通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（使用許諾の取消し）

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許諾の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 第3条第2項の条件に違反したとき。

(3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 市長は、前項の規定により使用許諾を取り消したときは、書道パフォーマンス甲子園商標使用許諾取消通知書（様式第7号）により使用者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（有償使用）

第8条 商標の使用は、有償とする。

（使用許諾料）

第9条 条例第2条第3項の規定により定める商標の使用許諾料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 商品（販売を目的として製造する製品（そのパッケージを含む。）又はこれに準ずるものをいう。以下同じ。）に使用する場合 商品の販売総額（販売小売価格（消費税を含む。）にその予定生産数を乗じて算出される金額をいう。）に100分の3を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 市長が決定する額

2 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる商品については、使用許諾料を別途協議のうえ、決定することができる。

(1) 原価率が著しく高い商品

(2) 前号に掲げるもののほか、特殊な事情があると市長が認める商品

（使用許諾料の減免基準）

第10条 条例第5条第4号に規定する市長が特に認める場合は、商標の使用が本市のPR、地域活性化又は文化振興に資すると認められる場合とする。

（使用許諾料の減免手続）

第11条 条例第5条に規定する使用許諾料の減免を受けようとする者は、あらかじめ使用許諾料減免申請書（様式第8号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、使用許諾料の減免

を承認したときは、使用許諾料減免承認通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第12条 使用者は、使用許諾を受けた事項以外の目的に商標を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

2 使用者は、商標の使用に係る商品等の使用に当たり、事故等が発生しないように配慮しなければならない。

3 市長は、商標の使用に係る商品等を原因とする事故等に対しては、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年7月4日告示第120号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の四国中央市書道パフォーマンス甲子園商標登録使用管理要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る登録商標について適用し、同日前の申請に係る登録商標については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式第1号に規定する申請書は、この告示による改正後の様式第1号に規定する申請書とみなす。

様式第1号(第2条関係)

書道パフォーマンス甲子園商標使用許諾申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住所(所在地)

名称及び代表者名

印

書道パフォーマンス甲子園商標登録を使用したいので、四国中央市書道パフォーマンス甲子園商標登録使用管理要綱第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 使用目的

2. 商品の場合

- (1) 使用品の名称 _____
- (2) 販売小売価格(税込み) _____ 円
- (3) 生産予定数 _____
- (4) 販売金額合計(×) _____ 円

3. その他の場合

- (1) 使用品の名称 _____
- (2) 具体的な内容

(_____)

4. 使用期間(製造予定期間) 年 月 日 ~ 年 月 日

5. 過去の使用許諾番号(該当する場合のみ)

6. 連絡先(担当者) 担当者名 _____ 役職 _____
電話番号 _____ FAX番号 _____

7. 添付資料

本商標の使用状況が確認できるレイアウト図、写真等

備考

- 1 申請内容の変更又は取消しを希望する場合は、速やかにその内容をお届けください。
- 2 添付資料については、申請時に添付できない場合は、後日速やかに提出してください。

(表)

書道パフォーマンス甲子園商標使用許諾通知書

許可番号：第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで使用許可申請のあった商標登録の使用については、下記のとおり使用を許諾しますので、四国中央市書道パフォーマンス甲子園商標登録使用管理要綱第3条第1項の規定により通知します。

記

1. 通常使用の範囲

(1) 期間 年 月 日 ~ 年 月 日

(2) 内容

ア 商品の場合

(ア) 使用品の名称 _____

(イ) 販売小売価格 _____

(ウ) 生産予定数 _____

(エ) 販売金額合計 = × _____

イ その他の場合

(ア) 使用品の名称 _____

(イ) 具体的な内容 _____

2. 使用許諾料

(1) 商品の場合 (× 3%) _____ 円

(2) その他の場合 _____ 円

(3) 支払いの方法

下記口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は使用者の負担とする。

口座番号

(4) 支払時期 年 月 日限り(厳守)

(裏)

3. 使用上の遵守事項

- (1) 許可内容は、書道パフォーマンス甲子園商標使用許可申請書のとおりとすること。
- (2) 使用に際しては、四国中央市書道パフォーマンス甲子園商標登録使用管理要綱の規定を遵守すること。
- (3) 商品の完成後、速やかに商品等の完成見本又は写真を四国中央市まで提出すること。
(提出いただいた書類は、返却いたしませんので、ご了承ください。)

提出先

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

四国中央市教育委員会文化図書課

電話：0896 - 28 - 6043 F A X : 0896 - 28 - 6060

(4) その他特記事項

備考

- 1 使用を許可するのは「書道パフォーマンス甲子園」の文字列情報のみです。フォント、書体等は任意のものをご使用ください。
- 2 申請等の内容に合わせ、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を削除することがあります。
- 3 許可内容に違反していると認められるとき等は、当該承認を取り消すことがあります。この場合、使用許可を受けた者にいかなる損害が生じても、市はその責任を負いません。

様式第3号（第3条関係）

書道パフォーマンス甲子園商標使用不許諾通知書

年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで使用許可申請のあった商標登録の使用については、下記の理由により許諾しませんので、四国中央市書道パフォーマンス甲子園商標登録使用管理要綱第3条第1項の規定により通知します。

記

許諾しない理由

様式第5号(第6条関係)

(表)

書道パフォーマンス甲子園商標使用許諾変更通知書

許可番号：第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで使用許諾変更について申請のあった商標登録の使用については、下記のとおり変更することを許諾しますので、四国中央市書道パフォーマンス甲子園商標登録使用管理要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1. 通常使用の範囲(変更後)

(1) 期間 年 月 日 ~ 年 月 日

(2) 内容

ア 商品の場合

(ア) 使用品の名称 _____

(イ) 販売小売価格 _____

(ウ) 生産予定数 _____

(エ) 販売金額合計 = × _____

イ その他の場合

(ア) 使用品の名称 _____

(イ) 具体的な内容 _____

2. 使用許諾料

(1) 当初許諾時の使用許諾料 _____ 円

(2) 変更申請に基づく使用許諾料 _____ 円

(3) 追加分の使用許諾料 _____ 円

(4) 支払いの方法

下記口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は使用者の負担とする。

口座番号

(5) 支払時期 年 月 日限り(厳守)

(裏)

3. 使用上の遵守事項

- (1) 許可内容は、書道パフォーマンス甲子園商標使用許可申請書のとおりとすること。
- (2) 使用に際しては、四国中央市書道パフォーマンス甲子園商標登録使用管理要綱の規定を遵守すること。
- (3) 商品の完成後、速やかに商品等の完成見本又は写真を四国中央市まで提出すること。
(提出いただいた書類は、返却いたしませんので、ご了承ください。)

提出先

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

四国中央市教育委員会文化図書課

電話：0896 - 28 - 6043 F A X : 0896 - 28 - 6060

(4) その他特記事項

備考

- 1 使用を許可するのは「書道パフォーマンス甲子園」の文字列情報のみです。フォント、書体等は任意のものをご使用ください。
- 2 申請等の内容に合わせ、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を削除することがあります。
- 3 許可内容に違反していると認められるとき等は、当該承認を取り消すことがあります。この場合、使用許可を受けた者にいかなる損害が生じても、市はその責任を負いません。

様式第6号(第6条関係)

書道パフォーマンス甲子園商標使用に係る期間の延長許諾通知書

許可番号：第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで使用許諾変更申請のあった商標登録の使用について、下記のとおり使用許諾の期間を延長しますので、四国中央市書道パフォーマンス甲子園商標登録使用管理要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

1. 原許諾通知書

(1) 商品の名称

(2) 生産予定数

_____ 個

(3) 期間

年 月 日 ~ 年 月 日

2. 商品の在庫数

_____ 個 年 月 日時点

3. 延長した期間

年 月 日 ~ 年 月 日

様式第7号（第7条関係）

書道パフォーマンス甲子園商標使用許可取消通知書

年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付け 第 号で使用許可した商標登録の使用については、下記の理由により許諾を取り消しますので、四国中央市書道パフォーマンス甲子園商標登録使用管理要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

許諾を取り消す理由

様式第 8 号 (第 11 条関係)

使用許諾料減免申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

印

次のとおり使用許諾料の減免を受けたいので、四国中央市書道パフォーマンス甲子園商標登録使用管理要綱第 11 条第 1 項の規定により申請します。

商 品 等 の 名 称	
使 用 期 間	
使 用 目 的	
備 考	

様式第9号(第11条関係)

使用許諾料減免承認通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付で申請のあった使用許諾料の減免については、次のとおり承認したので、四国中央市書道パフォーマンス甲子園商標登録使用管理要綱第11条第2項の規定により通知します。

商品等の名称	
使用目的	
使用許諾料の額	
減免を受けようとする 使用許諾料の額	
備考	